

「横浜山手西洋館ウエディング」 申込要項

横浜山手西洋館は、横浜市の公共施設であり、国指定・市指定等の文化財です。

文化財保護のため、「横浜山手西洋館ウエディング利用条件」をご確認いただいた上で、ウエディングをお申し込みください。また、各館の利用時間や料金等に関する詳細は、『横浜山手西洋館ウエディング』申込要項 別表『利用概要』をご確認ください。

挙式までの流れ

(1) 仮予約

- ①ウエディングを希望する日にちと、西洋館の空き状況をご確認ください。
 - ・各館、月に2件程度をお受けしています。
 - ・ご予約受付期間は、当年度と翌年度末までとなります。(ただし、指定管理最終年度を除く)
- ②希望日・申込者(挙式者)の氏名・電話番号をお知らせください。
 - ・希望日に先約がある場合は、キャンセル待ち登録が可能です。キャンセル発生時に登録者へ連絡します。

(2) 本予約(申込書の提出)

仮予約後、1週間以内(次週の同曜日まで)に「横浜山手西洋館ウエディング申込書」へ、署名欄を除いて必要事項をご記入の上、西洋館にご提出ください。なお、1週間が過ぎても、「横浜山手西洋館ウエディング申込書」のご提出がない場合、仮予約は取り消しとなります。(例：4月1日(火)仮予約→4月9日(水)取り消し ※取り消し日が休館日の場合は翌日)

(3) 打合せ(およびご署名)

- ①事前に日時をご相談の上、館長と打合せをしてください。挙式にかかわる業者様もご同席をお願いします。
- ②「横浜山手西洋館ウエディング利用条件」、および別表「横浜山手西洋館ウエディング利用概要」、その他注意事項等をご承諾の上、「横浜山手西洋館ウエディング申込書」にご署名をお願いします。

(4) 料金のお支払い

- ①料金は、『横浜山手西洋館ウエディング』申込要項 別表『利用概要』に基づき、挙式実施日の6ヶ月前までに、当協会指定の口座にお振込みください。振込手数料については、お客様の負担でお願いします。
- ②キャンセルの場合は、実施日の3ヶ月前までに西洋館にお知らせのうえ、「キャンセル申込書」をご提出ください。「キャンセル申込書」の受理後に、口座振込で返金いたします。3ヶ月未満の場合は返金できませんので、ご注意ください。

2025.4.1 版

指定管理者：(公財)横浜市緑の協会